

(別紙様式2)

**大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において
選挙すべき議員の数に関する条例の改正概要****1. 改正する目的**

人口の少ない選挙区の方が、その選挙区より人口の多い選挙区より、議員定数が多くなっている「逆転現象」を解消するとともに、現行の選挙区を維持し、選挙区定数も増加させない考えのもと、人口当たりの議員数比で全国最小値の議員数となる条例案を提出し、議会改革を更に推進するものである。

2. 条例（規則）に盛り込もうとする事項

議員定数を79人から73人へ6人を削減するもの

選挙区の名称	議員数
大阪市大正区及び西成区	2→1
大阪市城東区	2→1
豊中市	4→3
枚方市	4→3
茨木市	3→2
大東市及び四條畷市	2→1

3. 施行時期

次の一般選挙から施行する。(令和9年4月)

4. 参考資料

別紙のとおり

- ・大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

大阪府条例第 号

大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

大阪府議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和三十三年大阪府条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(議員の定数)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第二項の規定により、大阪府議会議員の定数を七十三人とする。</p> <p>(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第一項及び第八項の規定により、大阪府議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次の表のとおり定める。</p>			<p>(議員の定数)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第二項の規定により、大阪府議会議員の定数を七十九人とする。</p> <p>(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第一項及び第八項の規定により、大阪府議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次の表のとおり定める。</p>		
選挙区の名称	選挙区の区域	議員数	選挙区の名称	選挙区の区域	議員数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大阪市大正区及び西成区	(略)	一	大阪市大正区及び西成区	(略)	二
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大阪市城東区	(略)	一	大阪市城東区	(略)	二
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
豊中市	(略)	三	豊中市	(略)	四
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
枚方市	(略)	三	枚方市	(略)	四
茨木市	(略)	二	茨木市	(略)	三
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大東市及び四條畷市	(略)	一	大東市及び四條畷市	(略)	二
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。